

「(仮称) 稲庭風力発電事業」環境影響評価準備書  
に対する知事意見

令和5年10月11日  
経済産業大臣あて

本事業は、稲庭ウインド合同会社が、単機出力最大4,200kWの風力発電機を32基設置するものであり、再生可能エネルギーの導入による地球温暖化対策に資するものである。

一方、本事業の対象事業実施区域及びその周辺には、緑の回廊、保安林、岩手県環境保全指針（平成11年3月策定、令和3年3月改定）で定める「優れた自然」評価図において重要度が高いとされる保全区分Bランクの重要な自然環境のまとまりの場が存在するなど、環境保全上、重要な地域である。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカ、ハイタカ、オオタカ、ノスリなど多くの希少猛禽類の生息が確認されており、また、ハクチョウなど渡り鳥の主要な移動ルートも確認されている。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講じるとともに、検討の経緯及び結果について、評価書に詳細に記載するよう事業者に対し勧告されたい。

## 1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 本事業計画は、風力発電設備の大型化に伴う環境影響の回避・低減の検討よりも、事業性の検討が優先された計画になっていることから、今後の検討を進めるに当たっては、何よりも環境影響の回避・低減に係る検討を優先すること。
- (3) 対象事業実施区域には民有林緑の回廊が含まれ、民有林緑の回廊を一部分断する計画となっていることから、森林の改変を回避すること。

やむを得ず民有林緑の回廊内での事業計画となる場合には、野生生物の移動経路の確保など民有林緑の回廊への影響度合いを総合的に検討するため、民有林緑の回廊が、隣接する国有林緑の回廊の狭さく部分を補完することを目的として設定されていることを踏まえ、「奥羽山脈緑の回廊」の設定方針に定める「着目する野生生物種」の「評価項目」である「環境影響評価手続等において確認すべきこと」に記載の「調査すべき情報」、「調査期間」、「調査すべき具体種」、「具体種ごとに留意すべき事項」の内容を十分に考慮し、調査が不足している場合は追加で調査を行うとともに、専門家の意見を踏まえ、緑の回廊の機能への影響の予測及び評価を行うこと。その結果、野生生物の移動経路の分断など緑の回廊の機能が損なわれる可能性があり、あらゆる環境保全措置を講じてもなおその影響が回避できない場合は、風

力発電機の位置等の変更及び基数の削減を含む実施区域の縮小等を実施すること。

なお、上記の措置を行ったうえで、民有林緑の回廊内で事業を実施する場合は、専門家の意見を踏まえ、野生生物の移動経路の変化などを確認するための事後調査を行い、必要に応じて環境保全措置を講ずること。また、事後調査及び環境保全措置の結果についてまとめた報告書を県に提出すること。

(4) 保安林については、指定の趣旨から森林以外への転用は抑制すべきものであることから、施設整備等を計画する際は保安林を除外するよう検討すること。やむを得ず保安林内での事業計画となる場合には、必要最小限となるよう配慮すること。

(5) 対象事業実施区域の周辺においては、他の事業者による風力発電事業が環境影響評価手続中である。他の事業者から累積的な影響の予測又は評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の回避又は低減を図ること。

(6) 事後調査及び必要に応じて定期的な環境測定を適切に実施すること。また、その結果、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

なお、上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

また、事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。あわせて、定期的な環境測定の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

## 2 個別的事項

### (1) 大気環境

ア 積替え場と最寄り住宅との距離が約 150m であり、建設機械の稼働による騒音の影響が懸念されることから、工事由来の突発的な音の影響を把握するため 5% 時間率騒音レベルの予測及び評価を行い、影響が認められる場合は必要な環境保全措置を講ずること。

イ 工事用資材等の搬出入に伴う騒音の予測において、予測地点 RS.01 及び RS.04 の工事関係車両による増分が大きく、騒音による生活環境への影響が生じるおそれがあることから、追加の環境保全措置を講ずるとともに、影響が生じるおそれのある住居に対して、十分な事前説明を行うこと。また、予測地点 RS.03 についても工事車両による増分が一定程度認められることから、影響が生じるおそれのある住居に対して、十分な事前説明を行うこと。

### (2) 水環境

沈砂池 20 及び 25 について、沈砂池の排水口からの排水が小川を通じて河川に到達する可能性があることから、そのことを踏まえて浮遊物質量の予測及び評価を行うこと。そのうえで、排水が河川に到達した場合に浮遊物質量が増加しないように沈砂池を設定すること。

### (3) 地形・地質

重要な地形及び地質である白樺野及び高曲原の予測及び評価について、地形改変割合が少ないことから地形改変及び施設の存在による影響は小さいとしているが、改変面積は白樺野が 16.05ha、高曲原は 1.02ha と大きいことから、改変に係る影響を適切に予測及び評価を行うこと。

### (4) 動物

#### ア コウモリ類

対象事業実施区域及びその周辺では、レッドリストの絶滅危惧種及びいわてレッドデータブックの A ランクに分類されている希少種が含まれるヒナコウモリ科の飛翔が多く確認されており、「風力発電機の回転に伴う減圧域への接近を含め、ブレード、タワーへの接近・接触による個体の死傷等の影響が生じる可能性がある」と予測されることから、十分な評価がなされていないことから、専門家の意見を聴きながら、適切な予測及び評価を実施し、必要な環境保全措置を検討すること。

#### イ 鳥類

##### (ア) 年間衝突個体数の予測及び評価

鳥類の風力発電設備への衝突や移動の阻害等に係る環境影響評価の予測において、クマタカ、ノスリ、ハクチョウ類、ツグミ、アトリ、マヒワ、シメといった複数の種の年間衝突個体数の推定値が高く予測されているところ、十分な評価がなされていないことから、専門家の意見を聴きながら、適切な予測及び評価を実施し、必要な環境保全措置を検討すること。

##### (イ) 事後調査

鳥類の風力発電設備への衝突や移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無、繁殖及び行動状況に係る事後調査を適切に実施すること。その結果、希少猛禽類等の重要な鳥類及び渡り鳥の衝突や移動の阻害等の重大な影響が認められた場合は、専門家等の助言を踏まえて、風力発電機の稼働時間の調整などを含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

##### (ウ) その他の対応が必要な種

###### a クマタカ

対象事業実施区域の周辺には、希少猛禽類であるクマタカの営巣地が 4 つあり、そのうち 2 つの営巣地は風力発電機の建設予定地に近接しており、繁殖活動への影響が懸念されることから、専門家の意見を踏まえ、クマタカの高利用域及び採食地を特定し、その区域が対象事業実施区域に含まれる場合は、専門家の意見を踏まえ、風力発電機の位置等の変更及び基数の削減を含め「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成 24 年 12 月環境省自然環境局野生

生物課)に記載の保全措置を講ずること。なお、高利用域はクマタカ保護の観点から広めに特定するよう留意すること。

b ホオアカ

対象事業実施区域及びその周辺では、近年生息地が大きく減少しているホオアカが繁殖している可能性が高いと考えられ、繁殖活動への影響が懸念されることから、追加調査によって繁殖状況を把握し、専門家の意見を聴きながら、予測及び評価を実施し、必要な環境保全措置を検討すること。

(5) 植物・生態系

地域の生態系についてできる限り詳しく理解するためには、陸域と水域の生物群集との関係や環境の繋がりを考慮することが不可欠であるため、食物連鎖図に水域系を含めること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

ア 人と自然との触れ合いの活動の場は一定程度の静寂性が求められる場であることから、国内の評価基準がないことを考慮し、海外の評価基準などを含めて最新の知見に基づき予測及び評価をすること。

イ 現地調査は8月及び9月に計3回行っているが、ヒアリングにおいて利用者が多い時期が別に確認されたことから、その時期において追加の調査を行うこと。

(7) その他

ア 近年、局所集中的な降雨が頻発している状況を踏まえ、事業の実施に伴い、大規模な土砂の流出等により災害が発生しないよう十分配慮すること。なお、対象事業実施区域の表層地質の大部分が軽石質火山砕屑物であり、少量の雨量でも流出する可能性がある地域であることに留意すること。

イ 風力発電事業の地域における受容性を向上させるためには、事業者の積極的な情報開示が重要である。特に、環境影響評価図書の縦覧期間後の継続的な公表は、最も基本的な情報開示の取組である。県民の環境影響評価図書に対する情報アクセスの利便性の向上や本県で実施される事業の環境影響評価予測・評価技術の向上を図るため、環境省による法定縦覧期間終了後の図書の公開の取組への協力など、一層の情報開示に努めること。

3 関係地方公共団体からの意見

対象事業実施区域を管轄する関係地方公共団体から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。